

## 小中学生の学習環境を守るため 就学援助の対象を拡大！

－新型コロナの影響により収入が減少した世帯を支援します－

燕市は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の緊急経済対策に加え、4月24日から市独自総合対策「ふるさと燕を守ろう！フェニックス<sup>イレブ</sup>11」を推進しています。

このたび、フェニックス<sup>イレブ</sup>11の対策のひとつ「制度見直しによる生活弱者への支援」の強化策として、小・中学生の児童生徒がいる世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象とした「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助」を新たに実施します。

### 【新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の概要】

就学援助の認定は、通常だと前年の所得をもとに行いますが、今年になって家計が急変した世帯を救うために、今年の収入をもとに認定を行うことで就学援助<sup>\*</sup>の対象の範囲を拡大します。

<sup>\*</sup>就学援助とは…経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に実施するため、学用品費等の必要な費用を援助するものです。

1. 対象者：小学生・中学生の児童生徒がいる世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変（給与の減少、失業等）した世帯
2. 必要書類：①就学援助費申請書（押印したもの）  
②収入が著しく減少したことを証明する書類  
（例：令和2年2月以降の給与明細、売上げの減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類、離職証明書など）  
<sup>\*</sup>状況により必要書類が異なります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
3. 申請期間：一次締切：6月30日（火）  
<sup>\*</sup>一次締切以降も随時受け付けますが、7月1日（水）以降は申請の翌月からの認定になります。
4. その他：申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックス<sup>イレブ</sup>11+

本件についてのお問い合わせ先  
教育委員会 学校教育課：志賀  
電話：0256-77-8211（直通）